令和6年度健全化判断比率、資金不足比率の状況について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、 飯能市の令和6年度の決算における財政健全化判断比率及び各公営企業の資金不足比率につい て以下のとおり公表します。

飯能市の各指標は以下のとおりで、いずれも基準を下回っており、健全な財政状況を維持していますが、引き続き健全な財政運営に努めていきます。

健全化判断比率 (単位:%)

| 区 分 | 令和6年度 | 令和5年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|-------|-------|---------|--------|
| 実質赤字比率 | 1 | 1 | 12. 52 | 20.00 |
| 連結実質赤字比率 | _ | _ | 17. 52 | 30.00 |
| 実質公債費比率 | 5. 2 | 5. 0 | 25. 0 | 35. 0 |
| 将来負担比率 | 19. 5 | 15. 9 | 350.0 | |

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため、「一」表示としました。

資金不足比率 (単位:%)

| | | 区 | | 分 | | | 令和6年度 | 令和5年度 | 経営健全化基準 |
|---|---|---|---|---|---|---|-------|-------|---------|
| 水 | 道 | 事 | | 業 | 会 | 計 | _ | _ | 20.0 |
| 下 | 水 | 道 | 事 | 業 | 会 | 計 | _ | _ | 20.0 |

※資金不足額がないため、「一」表示としました。

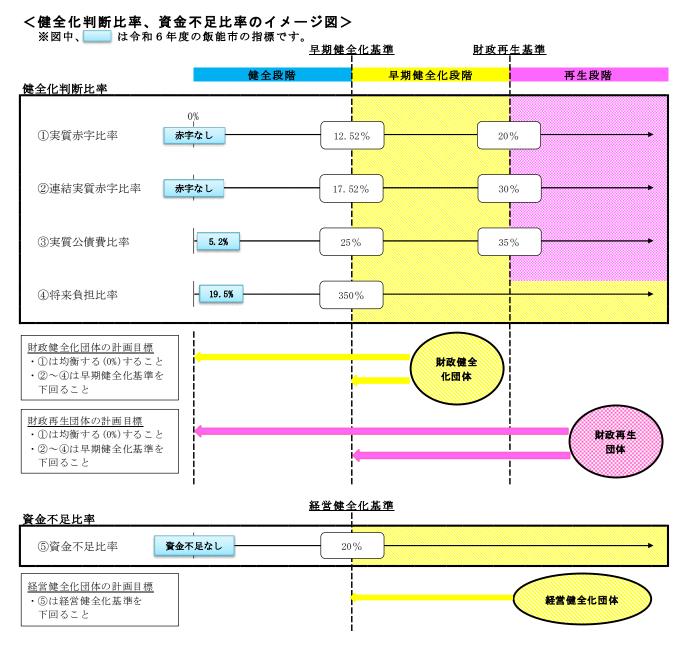
財政健全化法の概要等について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「健全化法」という。) が公布され、平成21年4月から全面施行されました。

健全化法では、地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足 比率を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされてい ます。

また、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合には「財政健全化計画」を、財政再生基準以上となった場合には「財政再生計画」を策定し、計画的に健全化を図ることとなります。

同様に、各公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、「経営健全化計画」を策定し、計画的に健全化を図ることとなります。



※実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準は、各団体により異なります。図の数値は令和6年度の飯能市の早期健全化基準です。

各指標の対象会計

| 一般会計 | | | | | |
|------------------------|-------------|------|---|--------|----|
| 特別会計 | 実質 | | | | |
| 笠縫土地区画整理特別会計 | 赤 | | | | |
| 双柳南部土地区画整理特別会計 | 字 _ 比 | | | | |
| 岩沢北部土地区画整理特別会計 | 率 | | | | |
| 岩沢南部土地区画整理特別会計 | | | | | |
| 国民健康保険特別会計 (事業勘定) | | 連結 | | | |
| 国民健康保険特別会計(南高麗診療所勘定) | | 実 | | | |
| 国民健康保険特別会計(名栗診療所勘定) | | 実質赤字 | | | |
| 介護保険特別会計 | | 字比 | | | |
| 後期高齢者医療特別会計 | | 率 | | 実 質 | |
| 訪問看護ステーション特別会計 | | | | 公 | 将 |
| 介護サービス想定事業会計(介護老人保健施設) | | | | 債 費 | 来負 |
| 宅地造成想定事業会計 | | | | 比 率 | 担 |
| · | 資 企 会 | | | 7 | 比率 |
| 水道事業会計 | 資金不足比率 | | | | |
| 下水道事業会計 | 率 | | | - | |
| 一部事務組合・広域連合 | | | П | | |
| 埼玉西部消防組合 | | | | | |
| 広域飯能斎場組合 | | | | | |
| 埼玉県都市ボートレース企業団 | | | | | |
| 埼玉県市町村総合事務組合 | | | | | |
| 彩の国さいたま人づくり広域連合 | | | | | |
| 埼玉県後期高齢者医療広域連合 | | | | | |
| 也方公社・第三セクター等 | | | | | |
| 損失保証債務 | | | | | |
| | | | | | |

用語解説

【実質赤字比率】

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

[算定方法]

実質赤字比率 = <u>一般会計等の実質赤字額</u> 標準財政規模

※標準財政規模:市が自由に使い道を決めることができる収入(一般財源)の標準的な規模。

【連結実質赤字比率】

全会計を対象とした実質赤字額(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率です。

[算定方法]

連結実質赤字比率 = 連結実質赤字額 標準財政規模

【実質公債費比率】

一般会計等が負担する市の借金の返済額 (元利償還金) と公営企業や一部事務組合の借金の 返済に充てられる一般会計の負担額 (準元利償還金) の標準財政規模に対する比率で3か年度 の平均で算出します。

この比率が18%以上になると地方債の発行に際し許可が必要となり、25%以上になると一部の地方債の発行が制限されます。

[算定方法]

※準元利償還金:次の①~⑤の合計額

- ①満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額
- ②公営企業債の償還の財源に充てたと認められる一般会計等からの繰出金
- ③組合等が起こした地方債の償還に充てたと認められる一般会計等からの負担金・補助金
- ④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤一時借入金の利子

【将来負担比率】

一般会計等が将来負担すべき地方債の残高や債務負担行為に基づく支出予定額などの標準 財政規模に対する比率です。

[算定方法]

将来負担額- (充当可能基金額+特定財源見込額

標準財政規模- (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

※将来負担額:次の①~⑧の合計額

- ①一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ②債務負担行為に基づく支出予定額
- ③一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ④組合等が起こした地方債の元金償還に充てる飯能市の負担等見込額
- ⑤退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額
- ⑥設立法人等に係る一般会計等からの負担見込額
- ⑦連結実質赤字額
- ⑧組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

【資金不足比率】

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。

[算定方法]

資金不足比率 = <u>資金の不足額</u> 事業の規模

※資金の不足額

(法適用企業) 資金の不足額= (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産) -解消可能資金不足額

(法非適用企業)資金の不足額= (実質赤字額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こ した地方債の現在高) -解消可能資金不足額

※事業の規模

(法適用企業) 事業の規模=営業収益の額-受託工事収益の額

(法非適用企業) 事業の規模=営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額